

見積依頼公告

次のとおり、随意契約・オープンカウンター方式による見積合せに付します。

平成30年7月26日

支出負担行為担当官

大阪法務局長 杉浦 徳宏

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

大阪法務局長 杉浦 徳宏

支出負担行為担当官

京都地方法務局長 田中 茂樹

支出負担行為担当官

神戸地方法務局長 阿野 純秀

支出負担行為担当官

奈良地方法務局長 鈴木 通広

支出負担行為担当官

大津地方法務局長 数原 裕一

※本件見積依頼に関する一切の手続きについては、上記の者を代表として、支出負担行為担当官 大阪法務局長 杉浦 徳宏が行う。

2 見積合せに付する事項

(1) 件名

ゼロ窓付再生紙クラフト封筒購入

(2) 調達内容

仕様書による。

(3) 履行期限

仕様書による。

(4) 履行場所

仕様書による。

3 参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要

な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) (3)の資格を有しない場合は、次の各号に該当する者であること。

ア 当局において、法務省所管契約事務取扱規程（平成12年12月26日会訓第1702号）第36条に定める随意契約登録者名簿に登録された者又は当局に同条に定める随意契約登録申請書を提出し、登録される予定である者
イ 過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、当局から参加が認められた者

- (5) その他、大阪法務局オープンカウンター方式実施要領（以下「実施要領」という。）に定める参加資格を有する者であること。

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び仕様書、実施要領等交付場所

〒540-8544

大阪市中央区谷町二丁目1番17号 大阪第二法務合同庁舎3階

大阪法務局総務部会計課（担当 清水）

電話 06-6942-1485

なお、仕様書、実施要領等（PDFファイル）は、電子メールで請求することができる（請求者氏名、住所（法人の場合は法人名及び担当者名並びに所在）及び電話番号を電子メールに記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。）。

請求先メールアドレス（n.shimizu.py6@i.moj.go.jp）

- (2) 期間

平成30年7月26日（木）から平成30年8月1日（水）まで

午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時15分まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 見積書の作成方法

見積書は、仕様書、実施要領等を熟読の上、次の事項に留意し、作成すること。

- (1) 宛名は大阪法務局長とすること。
- (2) 件名、金額を記載するほか見積者の記名押印をすること。
- (3) 見積金額を訂正しないこと。
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。

- (5) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと
- (6) 各項目の数量及び単価を記載するとともに、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。なお、見積りが消費税に係る免税事業者である場合は、見積書提出までにその旨を申し出ること。

6 見積書提出期限等

(1) 提出場所

上記4(1)に同じ

(2) 提出期限

平成30年8月1日(水)午後5時15分

(3) 提出書類

ア 見積書

イ 誓約書(役員等名簿添付)

※ 見積書を提出する者が法人又は団体の場合において、法人の代表者以外の者が記名押印する場合は、代理権限証書(委任状)を提出すること。

ただし、別途、本契約に有効な当局との契約締結に関する権限を付与された委任状を提出している場合はこの限りでない。

(4) 提出方法

持参のほか、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による提出も認めるが提出期限までに提出場所に到達しなかった見積書は無効とする。

(5) その他

一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

7 見積合せ

(1) 日時

平成30年8月2日(木)午前10時00分(非公開)

(2) 契約の相手方の決定

見積書を提出した者であって、予決令第79条の制限の範囲内で最低価格をもって、有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

なお、見積合せの結果は、契約の相手方に決定した者のみに口頭又は書面により通知する他、当局ホームページ等で契約者及び契約金額を公表する。

8 見積書の無効

本公告に示した参加資格がない者がした見積り及び見積合せに関する条件並びに実施要領に違反した見積りは無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 請書提出の要否
否
- (5) 本公告に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、実施要領、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合せに参加する者が負担する。

以 上